

愛知県環境審議会水質部会（平成28年度 第2回）会議録

1 日時

平成29年1月17日（火）午前10時から午後0時10分まで

2 場所

愛知県東大手庁舎1階 あいち環境学習プラザ セミナー室

3 出席者

（1）委員（14名）

小嶋部会長、松尾委員、渡邊委員、井上専門委員、田中専門委員、吉田民子専門委員、吉田奈央子専門委員、田辺特別委員（代理：東海農政局農村振興部農村環境課環境保全官）、松岡特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課リサイクル専門官）、塚原特別委員（代理：中部地方整備局企画部環境調整官）、平田特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境保全係長）、石田特別委員（名古屋国税局課税第二部鑑定官室長）、鈴木特別委員（代理：中部運輸局交通政策部長）、三村特別委員（中部地方環境事務所長）

（2）事務局（16名）

（愛知県環境部）大村技監

（水地盤環境課）石黒課長、元山主幹、柘植主幹、夏目課長補佐、棚橋課長補佐、宮本課長補佐、高橋主査、前川主査、成瀬主査、西山主査、西村主査、大越主任、大久保主任、後藤技師

（環境調査センター）河合水圏部長

4 傍聴人等

傍聴人4名

報道関係者なし

5 議事

会議録への署名は、松尾委員、渡邊委員が行うこととなった。

（1）諮問事項

ア 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて

- ・平成28年度第1回水質部会における委員意見及びその対応について
- ・水質環境基準の水域類型の見直し(案)に対する県民意見の概要と県の考え方(案)

（事務局による説明）

< 質疑応答 >

【井上専門委員】

2ランクアップする場合の考え方について、資料2の10番の回答で、その方針については「環境審議会へ諮問し、審議中です」という回答になっているが、2ランクアップのときは厳しくするという事で審議中になっているのか。

【事務局】

11月10日の第1回目の部会のときに、参考資料3 - 1の3ページ(2)県の考え方(案)で、国の考

え方、それから県の考え方を示し、県の場合は、3ページの真ん中より下のところに県の考え方としてそのフロー図を示し、1ランク上位の考え方について了解をもらったと理解している。

なお、審議会から答申を受けていないので、審議中と整理した。

【井上専門委員】

1ランクアップするときはこれでわかるが、2ランクアップをしないということや、2ランクアップのときの考え方については明記されていない。

【事務局】

11月10日の部会の中でも、出席委員から同じような質問があり、さきほどの説明でも申し上げたように、2ランクアップするときは、対象河川の環境基準点以外の調査地点や支川の水質状況等を含め、総合的に勘案していきたいという回答をした。

【井上専門委員】

それを見直しの考え方のフローの中に入れておいたほうがいいのではないかと。

議事要旨等で確認できるが、フローでは、1ランクアップはこの考えで1ランクアップし、2ランクアップのときにはこういった考えで、2ランクアップするということを明記しておいたほうが、この後、ルールがわかりやすい。

【事務局】

了解した。水域類型の見直しの考え方のフロー図を修正する。

【小嶋部会長】

フロー図にある表の中に付け加えるということによいか。

【事務局】

今後、公表する際、意見を踏まえて修正する形で対応する。

【松尾委員】

前回も申し上げたが、環境基準の捉え方について、国の通知にしても県にしても、要は現状追認であり保全目標というようなスタンスだが、一方で、環境基準は改善目標という性格を持っているので、今回はこれでいいが、今後の課題としては、例えば利水目的を現状追認するのではなくて、より水質を改善し川の価値を高めていく、というような目標設定・改善目標として環境基準を位置づけていくという視点もあっていいのではないかと。これは個人的な意見である。

【小嶋部会長】

見直しの考え方は、今回はこのままでいいということか。

【松尾委員】

これはこのままで良い。今後の課題として、考えてほしい。

【事務局】

国自身も、国が直轄して検討している河川もあり、その中で委員が言われたような考え方が取り込まれていく動きになれば、当然私どももそのような対処の仕方にはなってくる。現状では、利水目的に応じた環境基準の設定と達成維持に努めていくという現状であるので、意見としてお伺いし、今後の課題とする。

【井上専門委員】

今の意見に関連して、県の考え方について、参考資料3 - 1の5ページの1番のところに国の通知

や、中央環境審議会の第1回陸域環境基準専門委員会の資料が示されている。この中では上位の類型を達成していれば、ランクアップしていくことは示されているが、それ以外に、例えばある河川の流域で、NPO等の活動が活発で、河川をもっときれいにしたいという動きをしている場合は、松尾委員が言われたように、それを応援するような意味で、目標として環境基準を上げるということも可能だという考え方が議論されており、否定するものではないということになっているので、環境先進県の愛知県として、国と一律というのではなく、もう少し住民の意見等も考慮し、よりチャレンジングな環境基準を設定するようなことをして欲しい。これも感想というか意見である。

【事務局】

それも今後の課題とする。

【渡邊委員】

資料2の6番と15番のところの「必要に応じて見直しを検討していきます」という回答の趣旨は非常によくわかるが、例えば15番の意見が「適宜見直しを行っていく期間の目安があるのか」と、かなり具体的に問われているので、「必要に応じて」というのは非常に曖昧すぎるのではないか。例えば、これは要望があれば何かそれに応えるべく、一般市民からの要望に応えることができるかどうかといったことについて、何か記載できることがあるか。もしあれば、そういったものも一緒に記載されたい。

【事務局】

おそらく意見された方は、5年や10年など、そういった区切りを知りたいのではないかと推測するが、経年的な水質状況や支川の状況を調べ、見直ししていくというスタイルをとっているので、「必要に応じて」という書き方になると考えている。見直し後も引き続き水質の経過を見ていきたい。

【渡邊委員】

約束ができないことは非常によくわかるが、いろいろ基準や計画などもあるだろうから、その事務局の回答を文章化し、具体的にすることはできないか。

【事務局】

これまでにお示した資料の中でも、水質が5年以上や10年以上といった基本的なベースが示されているので、この水質の状況を、何年以上継続してきれいになったかを確認した上で、必要であればランクを上げていくということになるので、その辺りの基本的な年数といったところを示したい。基本的な5年以上の達成や、10年達成といったところを踏まえて必要に応じて検討していくということで、ベーシックな数字を入れた上で、必要に応じてと修正する。

修正の内容は、また事務局のほうで修正をし、部会長や意見のあった委員に確認をした上で、今後、公表等を進めていきたい。

【小嶋部会長】

それでは、部会報告案の説明をお願いします。

・部会報告（案）

（事務局による説明）

< 質疑応答 >

【井上専門委員】

資料編の後ろのところで、負荷量の算定の表が、流域に1、2個あるが、そこで自然についてフレームと負荷量の数字が同じだが、これは係数1であるとしてよいか。もう一つ、その下の流達率、流出率の5年後、10年後の値が、基準年と異なった値となっているが、将来予測について、流達率、流出率は固定する考え方が普通なので、理由を教えてください。

【事務局】

1点目の意見は、例えば20ページの日光川では、この係数1というのはどこの部分か。

【井上専門委員】

例えば、基準年のところで、20ページの日光川のところだと、基準年のフレームの自然の値が44.1で、負荷量が44.1と同じ値になっていて、単位が、フレームの部分は km^2 、負荷量が $\text{kg}/\text{日}$ だから、 1 km^2 あたり $1\text{ kg}/\text{日}$ であれば、この値が合うが、それでよいか。

【事務局】

まず、20ページの日光川の自然のところについては、フレームと負荷量が同じ44.1ということだが、これは係数1として計算している。また、流達率、流出率についても、それぞれの年で行っている。この計算については国交省のマニュアルに基づいているので、それに従ってシミュレーション計算をした。

【小嶋部会長】

では、ほかに質問のある方、意見のある方はいないか。

(発言する者なし)

ないようであれば、これをもって部会報告としたい。

【事務局】

資料3 - 1、資料3 - 2のところに、先ほど井上委員や松尾委員から言われた県の考え方、2ランクアップの説明等を入れたいので、後日、各委員にお見せして、了解をとって確認したいが、よいか。

【小嶋部会長】

それでよろしい。

それでは、この案を部会報告として提出することとしたい。

それから、本資料の内容は確認の上、鏡文をつけて提出することとなるので、今から、鏡文の案を事務局から配付できるか。

(資料配付)

【小嶋部会長】

鏡文に修正を加えた資料3 - 1、3 - 2、それから資料編をつけて部会報告としてよろしいか。

(発言する者なし)

【小嶋部会長】

意見がないようなので、繰り返しになるが、案に修正を加えたものを部会報告とする。

イ 水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について

- ・第8次総量削減計画（案）
- ・第8次総量規制基準（案）

（事務局による説明）

< 質疑応答 >

【小嶋部会長】

資料4 - 5の別表5について、別表2と同様に誤記があり、見出しの「Cc等の区分」は「Cn等の区分」に修正する必要がある。

【事務局】

指摘のとおりであり、別表5の見出しの「Cc等の区分」は「Cn等の区分」に訂正する。

【小嶋部会長】

では、本質的な議論に入るが、いかがか。

【松尾委員】

資料4 - 2の2ページの「下水道の整備等」において、処理人口とあるのは、供用区域内の人口ではなくて、実際に下水道に接続している人口と考えていいか。

【事務局】

そのとおりである。

【松尾委員】

了解した。

【井上専門委員】

資料4 - 5の3ページの真ん中の中ほどにある、本県のC値見直しの考え方のイメージ図について、（ア）の本県の7次のC値が国の8次C値の範囲を上回る場合、イメージ図は、上限より下にするようなイメージを受けるが、実際は、大部分を上限値に設定されているようなので、それがわかるようなイメージ図のほうが正しくないか。

【事務局】

今回、具体的なC値案として示したが、アのケースについても、イの考え方を取り入れて、実態を踏まえてC値を引き下げられるという考え方で検討を行ったものである。こうした考え方を示すものとして図を作成したものである。

【井上専門委員】

説明は理解できる。

【小嶋部会長】

今の指摘については、事務局で少し検討するか、あるいはこのままの表現とするか。

【事務局】

見直しの考え方のイメージは図のとおりだが、実態としてそうではないところが多々あるというのは指摘のとおりである。見直し後のC値を上限のところを示すと、アは全ての場合で上限値とするという印象を与えることになるので、C値のマークを現状よりもう少し上限値に近いところを示すなど

表現を検討したい。

【井上専門委員】

今の説明をそのアのところに記載したらどうか。具体的には、図下の説明に、排水水質の実態を踏まえつつということは書いてあるが、例えば見直し後のC値の上限とし、実態がそれよりも下の場合には、なるべく下げようにするという県の考えを、アの説明として書くとわかりやすい。

【事務局】

そのように修正する。

【小嶋部会長】

今の点について、事務局からすぐに訂正案を示すのは難しいので、後日訂正するという事として、ほかはいかがか。

【松尾委員】

今度は、資料4 - 2の新旧対照の7ページのところだが、「底質の改善対策」のところ、底質汚泥のしゅんせつ及び覆砂は、これ以外の対策も含められるよう「等」を入れてはどうか。また、「河川等の直接浄化対策」について、実際河川でこういった直接浄化対策を行うのは効率が悪い。もし行うのであれば、流入経路の排水路等で行うという方法は考えられる。したがって、「河川等」ではなく、「流入経路」における直接浄化対策というような形にして、「流入経路となる水路等において」とし、「河川」ではなく、「水路等」においてと文言を修正したらどうか。

河川といってもいろいろあるが、川で浄化してくれるからいいやというような、そういった排出者の陥りやすい気持ちを助長しかねないというようなことがあるので、少し表現を考えてほしい。

【事務局】

まず、アの底質改善対策について、しゅんせつ、覆砂のみではないという意見だが、具体的にはほかにどんな方法があるのか。

【松尾委員】

例えば、底質を処理して、そして元に戻す方法や、嫌気化している状況を好気化していくなどの対策があり、しゅんせつと覆砂だけではない。

【事務局】

この部分については、実際に対策事業を実施する部署に確認した上で検討したい。

【松尾委員】

対策を行う場の例示に、堀川が入っており、堀川ではしゅんせつと覆砂以外の対策を実施しているので、指摘したものである。

【事務局】

確かに、堀川では、しゅんせつ、覆砂に加えて、様々な対策を行っていることは承知している。

【松尾委員】

要するに、その場その場で最も適切な方法があるはずなので、「覆砂等」にすべきである。

【事務局】

指摘を踏まえ、「しゅんせつ・覆砂等」という形に変更することとしたい。

次に、イの河川等の直接浄化対策という点について、「河川等」ではなくて「流入経路」、すなわち河川に浄化をさせるというような誤解を招くような表現は適切でないという指摘だが、この「3

その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項」というのは、1番に削減の目標量があって、2番目に目標達成に向けてどのようにして負荷量を削減するかという大きな施策があり、3番目として、プラスアルファという言い方は適切かどうか分からないが、直接浄化等を実施していくことであり、決して河川に過度な期待をするというつもりでここに載せているものではない。総量規制による事業場の負荷量を削減も挙げられている。海への流入経路として、河川でも浄化につながるような対策として、多自然川づくりを進めていくという内容での記述である。

【松尾委員】

ここに直接浄化対策と書いてあるところが気になる。今言われたように、多自然川づくりを推進して自然浄化機能を強化するというのはいいが、河川で、礫間浄化等で直接浄化をするということを推奨するようなふうに見えては困る。

【事務局】

油ヶ淵の流入河川で、実際、事業部局がこういった礫間接触酸化による直接浄化を実施しているので、それも直接浄化対策の一環ということで、これまでも記載している。河川に対して人工のもので処理するのは、委員の指摘のとおり、量的には非常に少ないが、実際にこういったことも実施しているということも含めて記載している。

【松尾委員】

もちろんそれは知っている。だから「河川」という言葉をやめて、「流入経路における直接浄化対策」とし、2行目は、「流入する経路となる水路等において」と修正してはどうか。

【小嶋部会長】

流入経路というのは、河川も含め、地下水など多様で複雑な形態があるのではないか。

【松尾委員】

河川だけじゃない。要するに、伊勢湾に流入する経路だから、河川も含め、伊勢湾・三河湾に流入する経路全体である。

【小嶋部会長】

何か具体的な表現はないか。「流入経路」というだけでは抽象的なままであり、海浜とか浅場とか、伝えたい内容のレベルが合うような具体的な表現はないか。

【事務局】

多自然川づくりということになれば、場所は当然川になる。

【松尾委員】

多自然川づくりは、先ほど言ったように、多自然川づくりをすることによって、河川の持つ自然浄化機能を強化していくという考え方なので、それでいい。

【事務局】

「河川」を「流入する経路となる水路」という表現で修正することはどうか。

【松尾委員】

私としては修正が必要であるという意見である。

【事務局】

河川だと県の所管のものであって、水路だと市町村が所管になるので、河川も含めるものとして「河川等」を「水路等」にタイトルや文章を修正する。

【小嶋部会長】

ほかの委員はどうか。

【吉田(奈)専門委員】

資料4 - 1の5ページの表のCODに係る愛知県の7次C値の表だが、C c iとC c jのところの説明の文は、前の表の説明と合わせたほうが正確である。具体的には、期間を示した昭和55年から平成3年の水量というよりは、増加した水量と書いたらどうか。

【事務局】

指摘を踏まえ、増加した水量というのが正しいので、別添2の中段の表のC c o、C c i、C c jの下にある表記を、3ページの時期区分の表記に修正する。

【吉田(奈)専門委員】

資料4 - 4の第8次総量削減計画(案)の概要のところ、「3その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項」の最初の文で、同じように改善の対策がしゅんせつ・覆砂、干潟の保全・造成、窪地の埋戻しと典型的にあるが、先ほどの松尾委員の意見を踏まえ、処理の幅を持たせる「等」という言葉を同じように付け足したらどうか。

【事務局】

今言われた3番の1つ目を「しゅんせつ・覆砂、干潟の保全・造成、窪地の埋戻し等を実施する。」に修正する。

【小嶋部会長】

ほかに意見等はいかがか。

(発言する者なし)

ほぼ意見は出つくしたようなので、ここで終了する。幾つかの修正点が出ているので、事務局で持ち帰って修正をし、それをまた関係する委員に確認のうえ、私が確認するというこことよるしいか。

それでは、これからはパブリックコメントの内容について検討したいので、その案について事務局から説明をお願いします。

(資料配付)

・パブリックコメント(案)

(事務局による説明)

< 質疑応答 >

【小嶋部会長】

それでは、パブリックコメント案の説明について、意見をお願いします。

【塚原特別委員(代理)】

追加資料2の前文で、後のCODの例えば本文の、先ほど説明があった、表題欄の(1)から(3)に関する注意書きというか、説明文というのは、どこかにあるのか。

【松岡特別委員(代理)】

この(1)、(2)、(3)が何かというのがよくわからない。

【事務局】

前文のところに出てくるが、2ページの中段に大きな括弧でくくられているところに、C c jが別

表1の第3の(3)で、C c iが別表1の第3の欄の(2)で記載されており、(1)については1ページの同じように大きな括弧でくくられているところに、C cと同じと書いてあり、2ページにC c oは、前項の式で用いられるC cと同じ値ということで、C cとC c oは同じであり、これが規定されている内容ということになる。

【塚原特別委員（代理）】

法律的に前から全部読めば明示してあることとなるが、一般にはわかりにくい。

【事務局】

わかりやすくするために、追加参考資料2というものを同時に公開することによって説明に代えているという考え方である。

【井上専門委員】

両方見ればわかるけれども、追加参考資料2だけを見たらわからないので、追加参考資料2の中にも、そのc jが追加資料2の中の(1)に相当するとか、追加資料2に注釈をつけるなどすればわかりやすくなるのではないか。

【事務局】

了解した。事務局で修正の上、委員の皆様を確認願う。

【小嶋部会長】

そのほか、意見等はあるか。

（発言する者なし）

意見がないようなので、修正案を考えて、改めて事務局から各委員に確認願う。最後は部会長に一任ということで、よろしく願います。

・第8次総量削減計画の今後のスケジュール

（事務局による説明）

（2）報告事項

平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

- ・公共用水域測定計画
- ・地下水測定計画

（事務局による説明）

< 質疑応答 >

【小嶋部会長】

ただいま2つの報告があったが、何か意見はあるか。

【井上専門委員】

毎回言っていることだが、水質計画に基づく調査・分析は、県の機関でされているのか、民間に委託されているのか、どちらか。

【事務局】

全てが県の調査ではなくて、一部民間委託ということで、毎年実施している。

【井上専門委員】

継続的に実施しているものは、できる限り県で実施してほしい。それができないのであれば、民間に委託する場合でも、1つの業者に継続して欲しい。委託の場合は入札するので難しいのかもしれないが、業者が替わることによって、データにバラつきが生じ、継続的なデータの意味合いが薄れる可能性がかなり懸念される。そういうデータの質については、計量証明事業者が行っているので、問題点がないということではない。

【事務局】

これまでの県事業を民間へ委託する流れの中で、県の常時監視を外部委託しているところがあるが、委託に当たっては、単に計量証明事業所であるということに対して指名競争入札するのではなく、本県の環境調査センターで分析の技術的な事前審査をし、トータルで問題ないという事業者に対して指名競争入札を実施しており、できる限りデータに信頼性を持たせるような形で外部委託をし、今後も続けていきたいと考えている。

【小嶋部会長】

データの信頼性が損なわれないように努めることを旨に実施をお願いします。

ほかに何か意見等はあるか。

(発言する者なし)

意見がないようなので、この件に関してはこれで終了する。

そのほか、事務局から何かあるか。

【事務局】

次回の水質部会の日程は、また詳細が具体的に決まったら、委員の皆様方に御協力をお願いします。

【小嶋部会長】

これをもって、今日の議題はすべて終わりとする。

皆様のご協力に感謝します。